

実施方針 別紙4 リスク分担表

本リスク分担表は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。詳細については、募集公告時に明らかにする。なお、契約書等(案)と重複する箇所については契約書等(案)の規定を優先する。

1 事業期間全体に共通する事項

○:主たる負担者 △:従たる負担者

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
公募関連書類	募集要項等の公募書類の誤り又は変更	○	
応募費用	応募費用に関するもの		○
契約締結	市の帰責事由による契約締結の遅延又は締結不能	○	
	事業者の帰責事由による契約締結の遅延又は締結不能		○
行政	事業契約等(予算、設計・工事請負契約・指定管理者の指定)に関する会津若松市議会承認が得られない場合	△	△
	市の政策転換による事業開始遅延、事業中断、事業契約解除等	○	
税制度	消費税の範囲及び税率の変更に関するもの	○	
	事業者の利益に係る税制度の新設、変更等		○
	上記以外のもの(消費税制度の変更を含む)	○	
法制度	本事業に直接関わる法制度の新設、変更等(許認可・公的支援制度の新設、変更等を含む)	○	
	上記以外の法制度の新設・変更に関するもの		○
許認可 (制度変更は法制度リスクを含む)	市の帰責事由による市又は事業者が取得するべき許認可の未取得、取得遅延又は失効	○	
	事業者の帰責事由による市又は事業者が取得するべき許認可の未取得、取得遅延又は失効		○
住民対応	施設の設置そのものに対する住民反対運動・訴訟・要望等に関する対応	○	
	上記以外のもの(調査・工事等、事業者の業務に対する住民反対運動・訴訟・要望等に関する対応)		○
環境問題	事業者の業務(調査、設計、建設及び維持管理等)に起因する騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等に関する対応		○
第三者賠償	市の帰責事由による第三者への賠償	○	
	事業者の帰責事由による第三者への賠償		○
	上記以外の第三者の帰責事由による第三者への賠償(※1)	○	△
不可抗力	戦争、天災、暴動等の不可抗力による事業の中断又は中止に伴う設計、建設及び維持管理に係る費用の増加その他の損害(※1)	○	△
物価変動	物価変動に伴う事業者の負担費用の増減(※2)	○	△
インフラ供給	市の帰責事由によるもの	○	
	事業者の帰責事由によるもの		○
	供給元等の第三者の帰責事由によるもの	○	
業務の一時中止	市の帰責事由による事業の一時中止	○	
	事業者の帰責事由による事業の一時中止		○
要求水準未達	要求水準で定める水準が確保できていない場合に生じる追加費用等の損害		○
支払遅延	市の帰責事由による事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納	○	
事業の終了手続	本事業終了時における施設の性能確保及び事業期間終了に伴う業務移管、事業会社清算等の事業者が実施すべき事業の終了手続に伴う諸経費		○
	事業者が実施すべき事業の終了手続の不備による損害		○

※1 内容に応じ、合理的な範囲を勘案して協議により市又は事業者が負担することを想定している。

※2 一定割合は事業者の負担、それ以上は市の負担とすることを想定している。

2 設計・建設における事項

○:主たる負担者 △:従たる負担者

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
測量・調査	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
	事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
設計変更	市が提示した条件の誤りや追加指示など、市の帰責事由による設計変更に伴うもの	○	
	事業者の判断の不備など、事業者の帰責事由による設計変更に伴うもの		○
地中埋設物	市が提示した資料等により、通常予見可能な地中埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等		○
	あらかじめ想定し得ない地中埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	○	
土地の瑕疵	市が提示した資料等により、通常予見可能な土地の瑕疵に関するもの		○
	上記以外の、あらかじめ想定し得ない土地の瑕疵に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	○	
用地の確保	建設に要する事業用地の確保	○	
	建設に要する資材置き場等の確保		○
建設着工遅延リスク	市の帰責事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
	事業者の帰責事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○
工事費用増大	市が提示した条件の誤りや追加指示など、市の帰責事由による工事費用の増大	○	
	事業者の見積の誤りや下請業者又は雇用者の不正行為など、事業者の帰責事由による工事費用の増大		○
	建設工事に伴う地盤の沈下による工事費用の増大		○
工期遅延	市の帰責事由による工期の遅延	○	
	事業者(下請業者を含む)の帰責事由による工期の遅延		○
引渡前施設損害	市の帰責事由による施設の損害	○	
	事業者の帰責事由による施設の損害		○
	上記以外の第三者等の帰責事由による施設の損害(※3)	△	○
引渡し手続	施設の引渡し手続に伴う諸費用		○
解体費用増大	市が提示した条件の誤りや追加指示など、市の帰責事由による解体費用の増大	○	
	上記以外の事由によるもの		○

※3 内容に応じ、合理的な範囲を勘案して協議により市又は事業者が負担することを想定している。

3 維持管理における事項

○:主たる負担者 △:従たる負担者

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
維持管理費増大	市の指示による維持管理業務の変更など、市の帰責事由による維持管理費の増大	○	
	事業者の計画や見積の誤りなど、事業者の帰責事由による維持管理費用の増大		○
計画変更	市の帰責事由による事業実施条件の変更	○	
	事業者の提案・要望による維持管理業務の変更		○
施設の瑕疵	設計が原因となる施設の瑕疵		○
	施工不良が原因となる施設の瑕疵		○
供用開始の遅延	市の帰責事由による維持管理開始の遅延	○	
	事業者の帰責事由による維持管理開始の遅延		○
施設損害	市の帰責事由による施設の損害	○	
	事業者の帰責事由による施設の損害		○
	上記以外の第三者等の帰責事由による施設の損害 (※4)	○	△
利用者事故	市の帰責事由による施設利用者の事故	○	
	事業者の帰責事由による施設利用者の事故		○
残骨灰・集じん灰の管理・処理業務	残骨灰・集じん灰の管理		○
	残骨灰・集じん灰の最終処理		○

※4 内容に応じ、合理的な範囲を勘案して協議により市又は事業者が負担することを想定している。

4 運営における事項

○:主たる負担者 △:従たる負担者

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
運営費増大	市の要請によるもの	○	
	上記以外の事由によるもの(物価や計画変更等を除く)		○
業務内容変更	市による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	上記以外の事由によるもの		○
施設の瑕疵	設計が原因となる施設の瑕疵		○
	施工不良が原因となる施設の瑕疵		○
供用開始の遅延	市の帰責事由による運営開始の遅延	○	
	事業者の帰責事由による運営開始の遅延		○
施設損害	市の帰責事由による施設の損害	○	
	事業者の帰責事由による施設の損害		○
	上記以外の第三者等の帰責事由による施設の損害 (※5)	○	△
情報流出	市の帰責事由によるもの	○	
	事業者の帰責事由によるもの		○
技術革新	技術の陳腐化による機器更新費用		○
需要変動	需要(火葬件数)変動に伴う運営費の変動(※6)	△	△

※5 内容に応じ、合理的な範囲を勘案して協議により市又は事業者が負担することを想定している。

※6 火葬件数に変動があった場合には調整を行うことを想定している。詳細は募集要項等にて示す。